

裁判員制度

裁判員候補者に選ばれたらご協力を

行政課 ☎66・1155

裁判員制度は、国民のみならず国民に裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

市では、選挙人名簿から無作為のくじにより候補者予定者を選出し、選ばれた方を地方裁判所に報告します。

11月頃には、地方裁判所から裁判員候補者名簿に記載されたことの通知があります。

裁判員候補者に選ばれたときには、ぜひ、ご協力をお願いします。

問合先 名古屋地方裁判所事務局長務課広報係
☎052・203・9092

検察審査会

検察審査員に選ばれたらご協力を

行政課 ☎66・1155

検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこ

との善しあしを審査することで、選挙権を有する方の中から選ばれた11人の検察審査員によって構成されます。

市では、検察審査員の選定のため、前もって選挙人名簿をもとにして公平なくして検察審査員候補者を選びます。

検察審査員候補者や審査員に選ばれたときには、ぜひ、ご協力をお願いします。

問合先 豊橋検察審査会事務局(名古屋地方裁判所豊橋支部内) ☎0532・52・3283

秋季火災予防運動 11月9日～15日

消防本部予防課 ☎68・0937

「消すまでは 心の警報」
ONのまま

(25年度全国統一防火標語) 火災の発生しやすい時期を迎え、市民の皆さんに防火に対する意識を高めていただき、火災の発生を防止し、尊い命と貴重な財産を守ることが目的に実施します。



住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

★3つの習慣

- 寝たばは絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

★4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために近隣の方との協力体制をつくる

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器を設置したことによって被害を最小限にとどめた事例が市内で報告されています。火災から尊い命、貴重な財産を守るため、寝室・階段などには住宅用火災警報器を設置しましょう。また、取り付けて安心せずに、いざという時に正常に作動するように日ごろのチェックやお手入れをお願いします。詳しくは、消防本部予防課へお問い合わせください。

地域全体で支えよう子育て家庭！

使ってお得な「はぐみんカード」

18歳未満のお子さんがある家庭および妊娠中の方が、協賛店舗(はぐみん優待ショップ)などで「はぐみんカード」を提示すると、店舗が独自に設定するさまざまなサービスを受けられます。カードを持っていない方は、児童課で発行します。妊娠中の方は、母子手帳、そのほかの方は、身分証明できるものを持参ください。(妊娠中の方には、母子手帳交付時などにお渡しします)

★協賛店舗募集中



外出先では「赤ちゃんの駅」

おさん連れの方が外出中に、授乳やおむつ替えなどのために立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅」。9月末現在、市内の36施設で利用できます。※利用できる施設など、詳細は市ホームページをご覧ください。

このフラッグが目印です

児童課 ☎66・1108

明日は、キミの笑顔の中に。
子育て応援宣言。

はぐみんカード

子育て家庭優待事業
東海3県の協賛店舗で使えます。
毎月19日は子育て応援の日(はぐみんデー)

